

1 知事の政治姿勢について

(1) アベノミクスと公共事業のあり方について

① アベノミクスと公共事業のあり方について [土木部長]

社会基盤整備が遅れている本県において、公共事業は産業・経済の着実な振興に寄与するとともに、甚大な被害をもたらす災害から県民の安心・安全な暮らしを確保するなど、その果たしている役割は大きく、さらに本県の経済においては、公共事業の占めるウエイトが高く、地域の経済や雇用を支える効果が大きいものと考えています。

このため、公共工事の発注に当たっては、県内企業への優先的な発注はもとより、地域性に配慮し地元企業の受注機会の確保に努めているところです。

今後とも地域にとって必要な社会基盤の着実な整備を図るとともに、引き続き、可能な限りの分離・分割発注に努めるなど、県内・地元企業の受注機会の確保が図られるよう配慮してまいります。

② 桜島トンネル建設の効果について [知事公室長]

錦江湾横断交通ネットワークの整備に伴い、県内経済のさらなる一体化、大隅半島で進められている各種プロジェクトに対する支援、避難道路としての活用の可能性などの効果が期待できる場所であり、長年の県政の課題であり、夢でもあったプロジェクトであり、その可能性について検討することは意義があるものと考えております。

また、平成22年度に行った経済調査によると、施設整備に伴う建設投資効果や、開通後の経済波及効果のほか、救命率の向上、交流人口の拡大、物流の利便性向上なども期待できることとされております。

本プロジェクトの必要性については、事業の意義、採算性、大規模公共事業に対する国の基本方針、鹿児島市をはじめとする関係自治体の理解、県民の御意向、県議会での御議論等を踏まえ、総合的に判断する必要があると考えているところでございます。

(2) 県土をめぐる平和と安全の問題について

① 米軍機の低空飛行について〔危機管理局長〕

低空飛行等に関する目撃情報の市町村等からの通報件数は、本年度は1月末時点でございますが28件でありまして、うち日置市で16件、薩摩川内市で7件、伊佐市ほか2市から5件の通報があったところでございます。

県では、通報された情報に基づきまして、鹿児島空港事務所、海上自衛隊に、それぞれ民間機、自衛隊機等の飛行の有無を確認後、九州防衛局に米軍機の飛行事実の確認を照会し、それらの結果を市町村等に回答しているところでありますが、本年度は24件の米軍機の飛行が確認されているところでございます。

低空飛行等の目撃情報につきましては、平成21年度に、統一した様式を定め、県内市町村に対しての取組の周知に努めてきておりまして、本年度もあらためて手続きの確認を要請したところでございます。

今後とも、目撃情報の特性を踏まえまして、引き続き同様の取組を継続してまいりたいと考えております。

米軍機の低空飛行訓練につきましては、平成11年の日米合同委員会における合意を遵守するよう、これまでも国に申し入れを行っているところでありまして、今後とも個別の飛行事案に鑑みて適切に対応してまいりたいと考えております。

② オスプレイの低空飛行訓練等について〔企画部長〕

沖縄県におけるオスプレイの訓練状況につきましては、日米合意に違反しているとの同県の申し入れを受け、外務・防衛両省が米側に対し、オスプレイの運用の安全性を確保するよう申し入れるとともに、現在、防衛省においてその飛行状況等を精査していると承知しております。

オスプレイにつきましては、日本政府が墜落事故に関し独自に分析評価を行いますとともに、日米合同委員会において、日本国内における飛行運用について、低空飛行訓練の実施を含め、地域住民に十分な配慮がなされ最大限の安全対策が採られることが、両国間で合意されたところであります。

これらのことを総合的に勘案し、防衛政策に関する一義的な判断主体である国において、昨年9月にオスプレイの安全性は十分に確認されたと判断された上で、その配備がアジア太平洋地域の平和と安定に寄与する意義を持つことから沖縄へ配備されたものと認識しております。

こうしたことから、飛行訓練の際には、日米合同委員会の合意事項が遵守される必要があると考えております。

<再質問> [企画部長]

オスプレイの飛行訓練に対する反対を伝えるべきという質問であります。

オスプレイの導入にあたりましての政府の見解については、先程私の方からご答弁申し上げたとおりであります。

オスプレイに限らず米軍機の飛行につきましては、日米安全保障条約及び地位協定に基づいて、政府が見解を示しておりますように行われているという枠組みの中で、他方で国民でありますとか県民の方々の安全安心というものは重要であるという観点から、平成11年でありますとか去年の日米合意というものがなされてきていると認識しております。

従いまして、その遵守というものは先程ご答弁申し上げたとおり重要であると考えておりますし、またそれぞれ個別の飛行事案につきましては、その個別の事案に鑑みて今後適切に対応してまいりたいと考えております。

(3) 川内原発の再稼働問題について [知事]

原子力発電所の再稼働に関し、安倍総理大臣は「安全について、原子力規制委員会の下で、科学的な見地から十分に検討していただき、厳しいルールを作っただけ、その中で再稼働について判断していただき、最終的には国が責任をもって最終的な決定を行っていく」と発言されているところであります。

現在、原子力規制委員会におきましては、福島で起きたような事故は二度と起こさないとの決意の下に、地震・津波の評価方法の厳格化や津波浸水対策の導入などを含む原子力安全規制に関する新たな基準を7月に策定した上で、安全性の評価を行うこととされております。

私といたしましては、原子力発電所につきましては、安全性の確保が大前提であり、再稼働に当たっては、まずは国が、安全性を十分保証するとともに、公開の場で地域住民の方々に十分な説明を行い、理解を得ていく必要があると考えております。

<再質問> [知事]

福島原子力発電所の事故の、その原因等を究明しない間は再稼働できないのではないかというお尋ねであります。

原子力規制委員会もその点は重々承知していると思っておりますが、先ほど御答弁いたしましたように、二度と福島のような事故が起こらないように、きちっとした規制をするということでもあります。

今、新安全基準の全体像がここにありますが、項目、従来の7項目が11項目に拡大いたしております。その中では、放射性物質の拡散抑制ほか、細かい項目でありますので、もう一つ一つは取り上げませんが、シビアアクシデントとして4つの項目が新設。それから、耐震、津波対策等々極めて強化されたものもあります。そういうことを踏まえて、この新安全基準でもって福島原子力発電所の事故のようなことは二度と起こらないということがものを進める前提となっておりますので、私としてはそれで十分であると考えております。

(4) TPP協定交渉に対する本県の対応について [知事]

TPPにつきましては、鹿児島にとってのメリットは全くなく、本来であれば交渉に参加すべきでないものと考えておりますが、今回の日米首脳会談の経過を踏まえますと、交渉参加の判断が近いうちになされるという、そういう流れになっていると考えております。

このような中、政府与党におきましても、仮に交渉参加の判断を行う場合は、明確な方針を示すべきであるとした上で、農林水産品の関税や国民皆保険制度などについて「守り抜くべき国益」として決議されたところであり、政府におきましては、このような党の議論や決議等をしっかり受け止めて、対応すべきであると考えております。

本県としては、さとうきびやでん粉用さつまいも、牛肉などの農畜産物につきましては、従来どおり関税撤廃の例外品目として取り扱うべきであり、また、政府調達や医療制度を含む金融サービス等につきましても、我が国の主張が十分に反映される必要があると考えており、このような項目の国益が十分に担保されない場合は、TPP交渉からの離脱もあり得ると考えております。

今後とも、国内における様々な議論や国際交渉の協議の状況など国の動向を十分に注視いたしますとともに、県議会の皆様や県選出の国会議員、関係団体の皆様とも連携し、本県として必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

<再質問> [知事]

TPPについてのお尋ねであります。安倍総理の施政方針演説、平成25年2月28日、その中で、「TPPについては、聖域なき関税撤廃は前提ではないことを、先般、オバマ大統領と直接会談し、確認をいたしました。今後、政府の責任において交渉参加について、判断をいたします」とされているところであります。

したがいまして、政府は、政府の責任において判断する、こういう流れになっているのではないかと思います。その流れの中にどういった対応するかはそれぞれの考え方があろうかと思います。

「絶対反対」を表明してもよろしいかと思いますが、そういう流れの中で、政府が交渉参加について判断する状況の下においては、それを踏まえた対応も求められるところではないかと考えております。

もちろん、交渉参加しない方がいいわけではありますけれども、政府がこういう決断をしている以上、それに対応した対応をする、先ほど申し上げましたような方向に沿って、これから鹿児島県としては対応すべきであると考えております。

3 労働者の賃金引き上げについて

(1) 県非常勤職員の雇用の安定化について〔総務部長〕

本県の非常勤職員は、地方公務員法に規定する、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」として位置づけられ、土地の登記に係る職員の補助的な業務から嘱託医、法律顧問等高度な学識経験を要するものまで、多岐にわたる業務に従事しております。

知事部局における平成24年度の非常勤職員数は約9百人ですが、その勤務日数は、月20日から年に数日のものまで様々であり、正規職員との割合をお示しすることは困難であります。また、報酬額についても、業務内容や必要となる資格、勤務時間や勤務日数によって様々ですが、月20日勤務の場合で申し上げますと、社会保険料を控除した報酬額は、概ね月額12万円から31万円となっております。

非常勤職員の報酬や配置につきましては、その業務内容や業務に伴う責任の程度を踏まえ、今後とも、業務の円滑な推進が図られるよう対処してまいりたいと考えております。

<再質問>〔総務部長〕

非常勤職員の雇用についてのお尋ねです。同じ時間、同じ場所で勤務している非常勤職員について正規雇用を高める努力をすべきというご指摘ですが、先ほどご説明申し上げましたように、正規職員と非常勤職員については、そもそもその任用の根拠も違いますし、同じ時間ということでしたが勤務時間も異なっております。正規の職員は7時間45分、一日の勤務時間ですが、非常勤職員は月20日勤務の職員でありまして6時間30分以内ということにしております。

したがって、正規、それから非常勤職員それぞれ別個の職として設置をしておりますので、私どもとしてはそういった観点で任用を、配置を行っているということでご理解を賜りたいと思います。いずれにしましても非常勤職員の報酬や配置については、その業務の円滑な推進が図られるようにという観点で対処してまいりたいと考えております。

(2) 期限付教職員等の正規採用について〔教育長〕

過去10年間で小中学校の教職員の条例定数が約1,200人減少しておりますように、児童生徒数の減少や学校の統廃合等により、必要となる教職員の数が毎年大幅に減少いたしますため、長期的な人事管理の観点から、やむを得ず期限付教職員を活用しているところでございます。

県教委といたしましても、期限付教職員の配置につきましては、できるだけ少ない方が望ましいという考えに基づきまして、新規採用教職員を計画的に採用してきており、ここ数年の期限付教職員は減少の傾向にあります。

今後とも、児童生徒数や退職者数の推移などの実態把握等を行い、可能な限り正規の採用ができるよう努めてまいりたいと考えております。

(3) 誘致企業における雇用の安定について [商工労働水産部長]

企業立地促進補助金につきましては、本県産業の振興と雇用の増大を図ることを目的に、企業の設備投資や直接雇用により増加した常用雇用労働者数等を基に補助金を算定する仕組みとなっております。

正規雇用などの安定的な雇用を確保することは、将来を展望できる生涯生活設計を描くために重要でありますことから、誘致企業に限らず、県におきましては、産業おこしの推進等による新規雇用の創出をはじめ、若者就職サポートセンターにおける就職支援、各種就職面接会の開催、企業ニーズに対応した職業訓練、雇用確保ローラー作戦による採用枠の確保要請などを実施しているところです。

また、国におきましても、非正規社員を正社員に転換した場合などに事業主に奨励金を支給する助成制度を実施しているところであり、今後とも、国等と連携を図りながら、安定的な雇用の確保など雇用労働環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

4 住宅リフォーム助成制度について [土木部長]

(1) 県内の実施市町村における経済効果等について

県内におけるリフォーム一般を対象とした助成については、現在10の市町において実施されています。

いくつかの市で事業の効果を公表しており、例えば、鹿児島市においては、助成額が約3億円、これに伴う工事費約31億円に対し、経済波及効果は約51億円と試算しております。

これらの結果からも、一定の事業効果は認められるところですが、今回の助成を契機に新たにリフォームを行ったものが、どの程度かといった観点からの分析も必要と考えております。いくつかの市においては、利用者に対するアンケート調査を実施することとしており、これらの結果も含めて、今後検証してまいります。

(2) 佐賀県の事業概要及び経済効果等について

佐賀県において、平成23年10月から実施している住宅リフォーム緊急助成事業は、平成25年度までの3年間で約30億円の県の基金を財源とし、県内事業者による工事を要件として工事費用の一部を補助するものであり、県内の全市町が窓口となって事業を実施しております。また、一部の市町においては、市町内事業者による工事の場合等に独自の上乗せ補助を行っております。

佐賀県によりますと、制度開始以降、昨年12月末時点で、助成額が約26億円、これに伴う工事費が約220億円、経済波及効果はその1.74倍であるとしております。

なお、長崎県が来年度から予定している助成事業は、一般的なリフォーム工事ではなく、バリアフリー化や省エネルギー化など住宅の性能向上を図るための工事を対象として、政策的な観点から実施するものであると聞いております。

(3) 県における助成制度の創設について

リフォーム助成制度を実施している市町については、いずれも市町内事業者による工事を要件として、工事費用の一部を助成しており、地域の中小事業者対策の性格が強いものであることから、それぞれの地域の実情に応じて取り組むことが効果的であると考えております。

県としては、リフォーム一般を対象として個人に対する補助を行うことについては、慎重な検討が必要であると考えており、市町村における取組に対し、研修会等において、社会資本整備総合交付金の活用について、助言や情報提供を行うなどの支援をしてまいりたいと考えております。

5 子育て支援について

(1) 私立高校の授業料軽減費補助について〔総務部長〕

平成22年度から国の高等学校等就学支援金が創設されたことに伴い、生活保護世帯や、市町村民税が非課税又は均等割のみの世帯に対しては、新たに月額19,800円の授業料負担の軽減措置が講じられることとなったところであります。

しかしながら、私立高等学校においては、就学支援金の給付を受けてもなお、授業料負担が残ることから、それまで実施していた県の授業料軽減費補助も継続することとし、生活保護世帯においては、就学支援金に加えて月額9,700円を、市町村民税が非課税又は均等割のみの世帯等においては、月額4,950円を助成し、就学上の経済的負担の軽減を図ってきたところであります。

県としては、これまでも、国に対して、低所得世帯に対する就学支援金の加算額の引上げや、授業料軽減費補助に対する国庫補助の拡充など、制度の一層の充実が図られるよう、要望してきているところでございます。

(2) 乳幼児医療費助成制度の現状認識等について〔保健福祉部長〕

一般会計当初予算は、全国各都道府県それぞれの地域の実情や住民のニーズに応じた施策を執行するための必要な予算を計上するものであり、予算規模や歳出の内容等もそれぞれ異なっております。

したがって、一般会計当初予算に占める乳幼児医療費助成事業費の割合だけで、各自治体ごとの当該施策の内容等を表すものではないと認識しております。

群馬県の乳幼児医療費助成事業につきましては、平成21年10月から中学校卒業まで完全無料化になっており、1件当たり、1人1病院1か月当たりの補助額については、完全無料化前の平成20年度の1,076円が、23年度は1,061円となっております。

一方、助成対象受診件数につきましては、20年度の約170万4千件が、23年度は約370万4千件と、約2.2倍に、県の補助金額につきましても、20年度の約18億3,400万円が、23年度は約39億2,900万円と、約2.1倍に増加しております。

なお、群馬県の評価につきましては、群馬県知事が、平成24年11月定例県議会において、「中学校卒業までの入院、通院ともに所得制限や自己負担のない、しかも窓口での支払いを要しない、全国の中でも最も手厚い制度となっている。」と、答弁しております。

＜再質問＞〔保健福祉部長〕

この予算につきましては、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を執行するための予算を計上しております。

ちなみに、平成22年度の普通会計決算ベースで申し上げますと、主に保健福祉部が所管します、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費などを含む、民生費及び衛生費の合計額を比較いたしますと、当県は、全国でも上位の9位に位置しているという状況ですので、必ずしも、乳幼児医療に対する認識が低いということではなく、全体の中で、各自治体で策定される施策に伴う予算であると考えております。

(3) 乳幼児医療費助成制度における現物給付方式の導入について〔保健福祉部長〕

乳幼児医療費助成事業につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として実施しておりますが、受診される方々に、受診に伴うコスト意識を持っていただくという、健康保険制度の趣旨を踏まえ、対象者が医療機関に支払った一部負担金に対して助成をしております。

平成19年3月からは、利用者の利便性の向上を図るために、医療機関での窓口負担分について、市町村窓口で申請することなく、自動的に利用者に償還される「自動償還払い方式」を導入したところであります。

「現物給付方式」を導入した場合、他県の導入例から医療費助成額の増嵩が見込まれることや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されるため、県だけでなく、市町村及び国保保険者への影響が予想されることから、「現物給付方式」の導入については、現時点では考えていないところであります。

また、本県においては、現在の制度の枠組みの中で、適切な医療を受けていただいているものと考えております。

このようなことから、現物給付を導入する市町村に対して助成することは、現時点では考えていないところであります。

6 買い物難民対策について〔商工労働水産部長〕

本県においても、高齢化や人口減少等を背景に、地域商店の撤退等により、日常の買い物に不便を感じている、いわゆる買い物弱者が増加しているところでありま

す。
このような状況の中、県内では、複数の民間事業者が、電話、FAX、インターネットで注文を受け、商品を自宅に配達する取組を進めておりまして、ある民間事業者は、これまで本土地域で実施していた商品配達サービスを、この3月1日から全ての離島も対象にするなど、県内一円にサービスを拡大してきています。

国においては、平成24年度補正予算において「地域自立型買い物弱者対策支援事業」を実施し、民間事業者、団体等を対象に、移動販売や商品配達で買い物機会を提供する取組等を支援することとしており、県では、市町村と連携して、広く本事業の周知を図るとともに、その活用を呼びかけたところであり、このようなことから本県からは複数の申請がなされていると聞いております。

7 鹿児島港本港区の県営駐車場について〔土木部長〕

鹿児島港本港区にある県営駐車場は、旅客待合所や緑地など港湾施設の利用者を対象に設置されたものです。

本駐車場の料金は、利用者の送迎等に配慮して最初の1時間までは無料とするるとともに、離島航路利用者等の長時間駐車にも配慮し、特に12時間を超える部分については1時間ごとに50円とするなど、周辺の民間駐車場と比較して特段高い状況にはないと考えております。

8 鹿児島養護学校の跡地活用策について〔教育長〕

平成25年4月の移転に伴う鹿児島養護学校の跡地につきましては、鹿児島市の吉野第二地区土地区画整理事業の対象地となっており、同事業に伴う換地等の方向性がはっきりしていないことから、現段階で活用や処分を検討できる状況にはないところでありま

す。
今後、区画整理事業の推移を見てまいりますとともに、鹿児島市の利用意向も聞きながら、売却も含めた利活用について検討してまいりたいと考えております。

9 県道鹿児島吉田線の拡幅について〔土木部長〕

県道鹿児島吉田線の大明丘団地入口から吉野中学校までの区間については、施行中の吉野地区土地区画整理事業に引き続き、鹿児島市において、仮称ですが、吉野第二地区土地区画整理事業で整備することとされており、これまで、地元説明会等を行い、現在、環境影響評価及び都市計画決定へ向けた手続が進められているところ

です。
バス停車スペースの確保については、土地区画整理事業の手法を用いて、道路や公園など公共施設の整備と、宅地の利用増進を一体的・総合的に図ることが最も効果的であると考えております。